

土木工事標準仕様書改正資料

令和 8 年 4 月

名古屋市緑政土木局

R8.4 改正について(土木工事標準仕様書)

改正の凡例

新規・追記	あああああ
削除	いはいはい

土木工事標準仕様書

第6編 道路編

第13章 道路維持

第19節 街路樹等維持工

13.19.3 剪定工

1. 用語の定義一般事項

- (1) 請負人は、剪定にあたっては、必要に応じて高所作業車を使用すること。
- (2) 請負人は、剪定作業に用いる道具は、はさみやノコギリ等を基本とし、こぶの除去等で、チェーンソーが必要な場合は監督員と協議すること。チェーンソーを使用する際は、「チェーンソーによる伐採等作業の安全に関するガイドライン」の改正について(厚生労働省)によること。
- (3) 請負人は、建築限界を侵す枝、架空線等・信号機・道路標識等の道路付属物等に近接し支障となる枝を剪定すること。特に、高圧線等は安全上必要な離隔を侵さないようにすること。
- (4) 請負人は、民地等に張り出し、境界を侵す枝を剪定すること。境界からの離隔は1.0m程度を確保すること。
- (5) 請負人は、樹冠形成上不必要な枝(やご・ひこばえ・胴ぶき枝・徒長枝・立枝・ふところ枝・からみ枝・平行枝・病害虫に侵された枝、枯れ枝等)を剪定し、樹高・樹冠を一定の形に整えることを基本とし、その他は各剪定工種によること。また、「第10編参考資料 資料-1図1-1剪定模式図」もあわせて参照すること。

第17章 道路境界

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、工事施工における測量標等の保全、復旧測量、及び境界調査工、~~境界杭探索工、用地幅杭等確認工、区域標復元工、測量標設置工~~その他これらに類する工種について適用する。

第3節 工事施工に伴う測量

17.3.1 一般事項

本節は、~~区域線設定図(道路及び水路の範囲を設定した図面)のある路線において、道路及び水路と民有地等の境界線に沿って構造物を築造する場合に必要な区域線の確認(復元)作業及び境界杭の保全作業を定めるものである。~~

1. 測量標等の保全工

各種工事実施にあたり、測量標等に影響を与える場合は、測量業務標準仕様書(名古屋市緑政土木局)第6編測量標等保全業務編により保全するものとする。

2. 復旧測量

各種工事実施にあたり、「名古屋市緑政土木局測量標等保全要綱」に基づく保全

のうち復旧測量となる測量標設置工事は以下によらなければならない。

(1) 作業は、以下によるものとする。

①請負人は、監督員と設置する位置について立会いを行わなければならない。

②請負人は、測量標の埋設の方法については、設計図書によらなければならない。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

(2) 測量基準・制限等は、**測量業務標準仕様書（名古屋市緑政土木局）第6編測量標等保全業務編**によるものとする。

3. 区域表の保全工

各種工事実施にあたり、工事区域内または工事の影響を受ける区域標等の処置は監督員と協議しその指示によらなければならない。

17. 3. 2 境界調査工

1. ~~境界調査工の作業~~

~~境界調査工の作業内容は、以下のとおりとする。~~

~~(1) 境界測量~~

~~①直線~~

~~②曲線~~

~~(2) 境界杭の保全~~

~~①民有地境界杭等の**確認**及び処置~~

~~②法務局等における登記簿調査~~

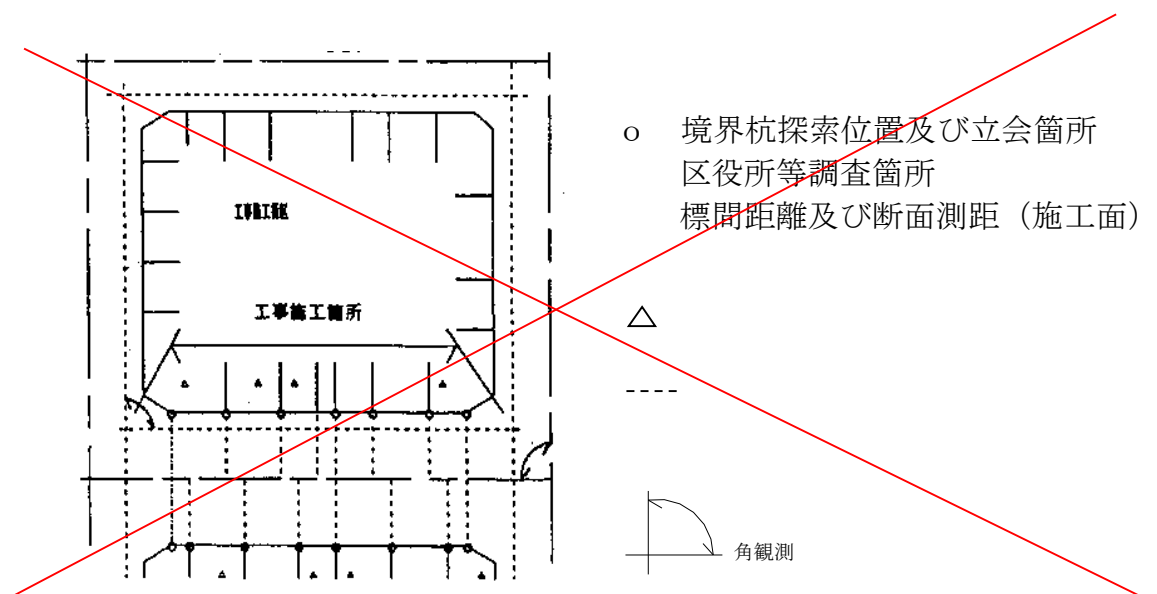
~~③民有地境界杭等の関係所有者等との連絡調整及び立会~~

本節は、区域線設定図（道路及び水路の範囲を設定した図面）及び調査素図（以下「設定図等」という。）のある路線において、道路及び水路と民有地等の境界線に沿って構造物を築造する場合に必要な区域線の**確認**（復元）作業及び境界杭の保全作業を定めるものである。

2. 1. 境界測量作業範囲

作業範囲は、原則として図17-1に示す範囲で工事施工街区（工事を実施する街区をいう。）と工事面に接する道路を含む範囲とする。

ただし、請負人は、作業範囲を**縮少縮小**しても**区域線の確認**（復元）が出来るものは、監督員と**協議**しなければならない。



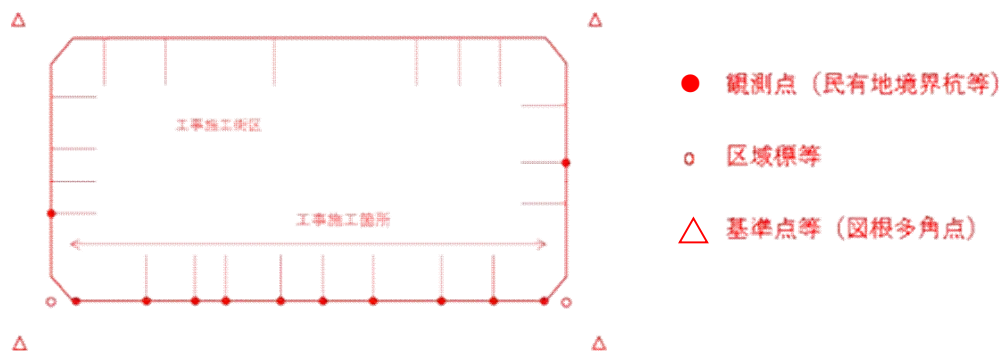


図17-1 作業範囲

3. 現地調査2. 境界測量

請負人は、発注者から貸与された区域線設定図等に基づいて、設置してある区域標等(中心線)及び私有地境界杭等(杭、キザミ、鋸、現況構造物)の調査を行い、区域線の確認(復元)方法を検討し、資料を作成しなければならない。

4. 作業方法

(1) 境界測量作業方法

区域線の確認(復元)作業は以下のとおりとする。

① 現況測量

請負人は、基準点(現地に基準点が存在しない場合は任意の多角点)から既存の区域標(中心線)等と筆界杭等(杭、キザミ、鋸)、現況筆界私有地境界杭等の位置関係を測定し、設定図数値との比較と検討を行うとともに、現地に無い区域標(中心線)を仮設定して次の調査を行わなければならない。観測する。

② 比較・検討及び仮成果図作成

請負人は、仮区域標(仮中心線)から各筆間の検測及び街区の内角を測角するとともに、構造物、各境界杭との横断と道路幅員の測定を行い、設定図数値と比較し「±」(プラスマイナス)を用いて表示した比較検討を行うために仮成果図を作成し監督員に提出しなければならない。

※仮成果図とは、①で観測し復元した区域線を基準とし、街区の標間距離・内角の較差及び各私有地境界杭等との位置関係(「±」プラスマイナス)を設定図等に表示した図面である。

監督員の確認を受け承諾を得た仮成果図を、成果図として提出する。

③ 境界線の明示

請負人は、②について監督員の確認を受け承諾を得た後、区域標(中心線)を設置現地に区域線の位置をポイントマーカ等で明示しなければならない。

なお、設置する区域標(中心線)については、木杭、キザミ、鋸(十字鋸1番)としなければならない。

④ 請負人は、区域標(中心線)設置後、関係所有者等と区域線の確認をしなければならない。

~~(2) 3. 境界杭の保全~~

~~① 請負人は、民有地境界杭等の確認及び処置については、第6編17. 3. 3境界杭探索工によらなければならない。~~

~~② 請負人は、工事区域内または工事の影響を受ける区域標(中心線)の処置は、監督員と協議しその指示によらなければならない。~~

請負人は、工事の着手前及び完了後に、現地において立会及び確認を行い、資料を作成しなければならない。

(1) 作業方法

境界杭の保全作業は以下のとおりとする。

①民有地境界杭等の確認

資料の作成にあたり記録する内容は、以下のとおりとする。

- ・立会年月日(着手前、完了後)
- ・立会者
- ・杭等の位置、深さ
- ・杭等の種別(既存の杭等が無い場合は、[杭がない]と記載する)
- ・写真(杭及び立会状況)

②民有地境界杭等の処置

1) 請負人は、民有地境界杭等が掘削断面内(道路内)にある場合の処置については、原則として所有者に移設を依頼するか、そのまま残置して保全しなければならない。

2) 請負人は、民有地境界杭等が掘削断面外(道路外)にあつて、工事施工中に民有地境界杭等に影響を及ぼすおそれがある場合は、引照点を設置して元の位置に復元するものとする。

引照は一直線2方向、引照距離は5m以内を原則とし、復元精度については7.(4)精度管理によるものとする。

なお、残置する場合においても上記と同様に行わなければならない。

3) 復元する民有地境界杭等の種類については、関係者等と打合せを行わなければならない。

(2) 法務局等における登記簿調査

請負人は、現地において土地管理者等が不明の土地がある場合、法務局等にて登記簿調査を行わなければならない。

~~5. (3) 提出成果~~

~~(1) 提出成果は、以下のとおりとする。~~

~~① 成果図(仮成果図含む)~~

~~図17-2 境界調査成果図~~

~~② 機器等の検定書(トータルステーション等、鋼巻尺、測距儀)~~

~~③① 民有地境界杭等の確認調査図~~

~~図17-3 確認調査図(民有地境界杭等の確認状況)~~

~~④② 民有地境界杭等の引照・復元図~~

~~図17-4 引照・復元図~~

~~⑤③ 業務記録写真~~

~~(2) 成果図の作成方法は、以下のとおりとする。~~

~~① 仮成果図は、貸与された設定図の写しに現地での標間距離測定、横断距離~~

~~測定、測角資料等を記載した図面をいう。~~

~~② 仮成果図に基づいて監督員の確認を受け承諾を得た後、区域線設定図に①の資料（赤色）を記載し作成した図面をいう。~~

4. 機器の検定

~~(3) 請負人は、名古屋市公共作業規定第14条の規定により機器等の検定を実施しなければならない。また、作業着手前に検定証明書の写しを監督員に提出するとともに確認を受けなければならない。~~

5. 業務記録写真

~~(4) 業務記録写真は、境界測量については測量業務標準仕様書（名古屋市緑政土木局）第11編第1章委託業務記録写真作成方法により、また、私有地境界杭等については工事施工記録写真作成方法に従い行うものとする。~~

6. 測量担当者

請負人は、工事施工に伴う測量には、実務について十分な技術と経験を有する測量士（測量法49条により登録された測量士）を従事させなければならない。

7. 成果図の貸与資料の取扱い

請負人は、発注者から貸与する区域線成果図設定図等には、個人情報に記載されているため第三者に見せるほかコピーを渡してはならない。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しその指示によらなければならない。

8. 観測制限等

~~測量作業に必要な制限等は、表17-1のとおりとする。~~

(1) 使用機器

観測に使用する機器は、次表に示すもの又はこれと同等以上のものとする。

表17-1 測量作業の制限等

測量制限	角	トータルステーション等3級以上 1対回 較差40"以内
	距離	鋼巻尺（1級）片道2読定 補正①傾斜補正
観測精度管	角	1対回 較差40"以内
	距離	読定の較差は5mm以内 設定図との比較は、1/3,000以内 (ただし、10m以下は5mm以内)

注) 1 制限とは、測距・測角における測定条件及び誤差の範囲を定めたもの。

2 精度管理とは、測距・測角の実測値と与えられた成果との距離・角度の差に対する実測値の比であり、この数値により判定を行う。

作業区分	機器
境界測量	2級トータルステーション JIS 1級鋼巻尺 ※距離が2m未満の場合に使用
境界杭の保全	JIS 1級鋼巻尺 2級トータルステーション等 ※直線の見通しに使用

(2) 観測制限

観測制限は次表に示す通りとする。

作業区分	観測制限		
境界測量	水平角観測	読定単位	10"
		観測回数	0.5対回
	距離測定	読定単位	1mm
観測回数		TS等：0.5セット 鋼巻尺：2読定片道	
境界杭の保全	距離測定	読定単位	1mm
		観測回数	鋼巻尺：2読定片道

(3) 観測精度

観測精度は次表に示す通りとする。

作業区分	観測精度		
境界測量	距離測定	読定間の較差	鋼巻尺使用：5mm
境界杭の保全	距離測定	読定間の較差	鋼巻尺使用：3mm

(4) 精度管理

精度管理は次表に示す通りとする。

作業区分	精度管理		
境界測量	設定図等との比較	10m未満	5mm以内
		10m以上	距離の1/3, 000以内
境界杭の保全	引照時との比較	3mm以内	
	一直線上と復元点との較差	3mm以内	

17. 3. 3 境界杭探索工

道路及び水路と民有地等の境界線に沿って構造物を築造する場合に必要な民有地境界杭等（用地幅杭等以外）の探索、調査等は以下によるものとする。

~~（1）作業内容は以下によるものとする。~~

- ~~① 民有地境界杭等の探索~~
- ~~② 民有地境界杭等の**確認**及び処置~~
- ~~③ 法務局等の登記簿調査（不在所有者等の調査）~~
- ~~④ 民有地境界杭等の関係所有者等の連絡調整及び立会~~

~~（2）民有地境界杭等の**確認**~~

- ~~① 請負人は、現地において隣接する関係所有者等と民有地境界杭等の立会及び**確認**を行い、資料を作成しなければならない。なお、既存の杭等がない場合は、[杭がない]と記載するものとする。~~
- ~~② 1筆地に分筆予定の杭等がある場合は、（1）によるものとする。~~
- ~~③ 資料の作成にあたり記録する内容は、以下のとおりとする。~~
 - ~~1）立会年月日~~

- ~~2) 立会者~~
- ~~3) 杭等の位置、深さ~~
- ~~4) 杭等の種別~~
- ~~5) 写真(杭及び作業状況)~~

~~(3) 私有地境界杭等の処置~~

- ~~① 請負人は、私有地境界杭等が掘削断面内(道路内)にある場合の処置については、原則として所有者に移設を依頼するか、そのまま残置して保全しなければならない。~~
- ~~② 請負人は、私有地境界杭等が掘削断面外(道路外)にあって、工事施工中に私有地境界杭等に影響を及ぼすおそれがある場合は、引照点を設置して元の位置に復元するものとする。引照は一直線2方向を原則とし、復元精度及び方法等について監督員と協議しなければならない。~~
 - ~~—なお、残置する場合においても、上記と同様に行わなければならない。~~
- ~~③ 請負人は、工事完了後に私有地境界杭等を復元する場合は、関係所有者等と立会をしなければならない。また、この場合、(4)による資料を作成しなければならない。~~
 - ~~—なお、復元する私有地境界杭等の種類については、関係所有者等と打合せを行わなければならない。~~
- ~~④ 資料の作成にあたり記録する内容は、以下のとおりとする。~~
 - ~~1) 復元年月日~~
 - ~~2) 立会者~~
 - ~~3) 杭等の種別~~
 - ~~4) 写真(杭及び作業状況)~~

~~(4) 提出成果~~

- ~~① 私有地境界杭等の確認調査図~~
 - ~~図17-3 確認調査図~~
- ~~② 私有地境界杭等の引照・復元図~~
 - ~~図17-4 引照・復元図~~
- ~~③ 業務記録写真~~

~~(5) 制限等~~

~~測量作業に必要な制限等は、表17-2のとおりとする。~~

表17-2 測量作業の制限等

観測制限	角	使用する場合はトータルステーション等3級以上直線の見通し
	距離	鋼巻尺（1級）片道2読定 補正①傾斜補正 但し、引照距離は5m以内を原則とする
観測精度管理	距離	2読定の較差は3mm以内 引照時との比較は3mm以内 一直線上と復元点との較差は3mm以内

注) 1 制限とは、測距・測角における測定条件及び誤差の範囲を定めたもの。

2 精度管理とは、測距の実測値と与えられた成果との距離の差に対する実測値の比であり、この数値により判定を行う。

測量士事務所 測量士 測量士事務所

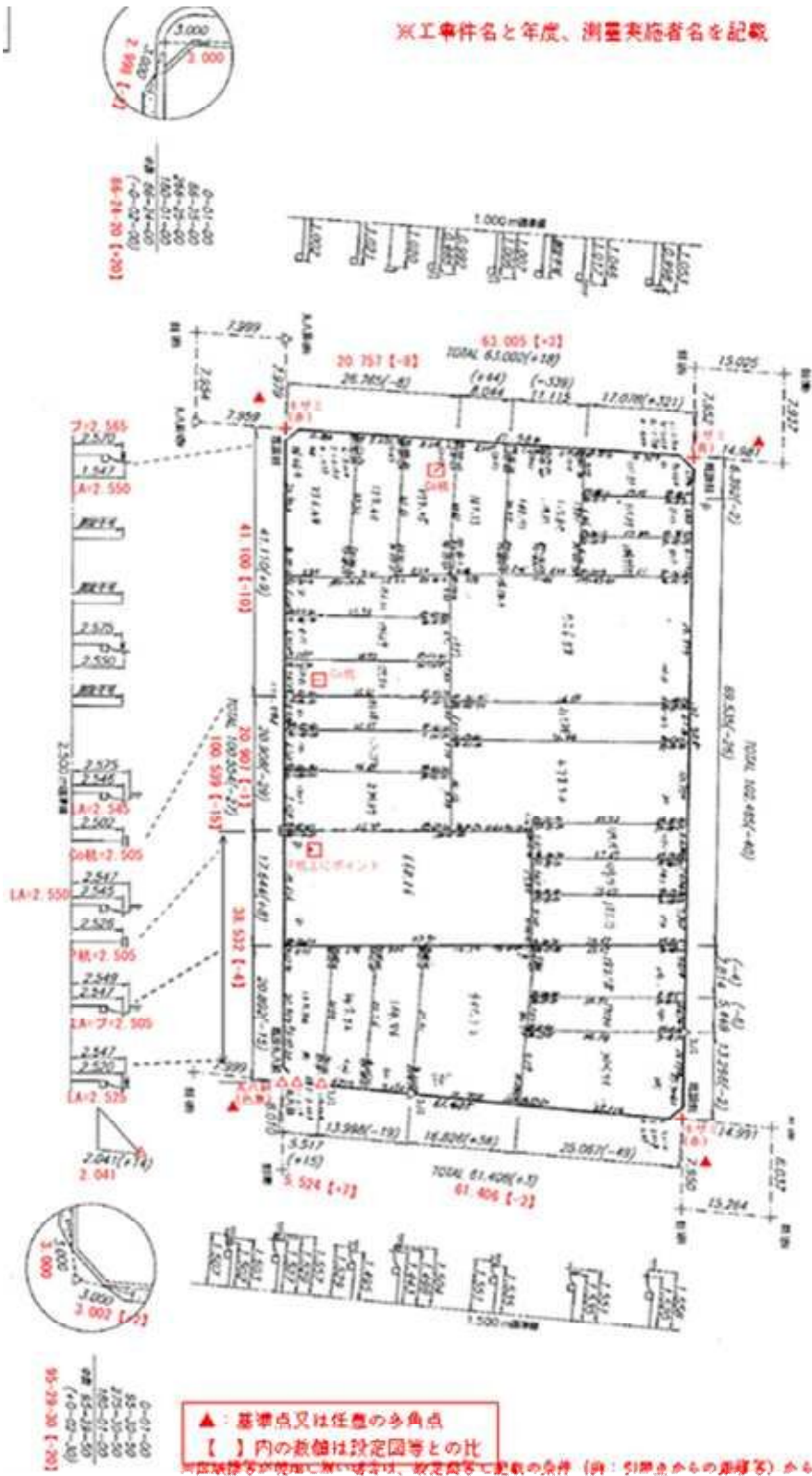


図17-2 境界調査成果図

施工範囲及び民有地境界杭等の探索見取図調査範囲

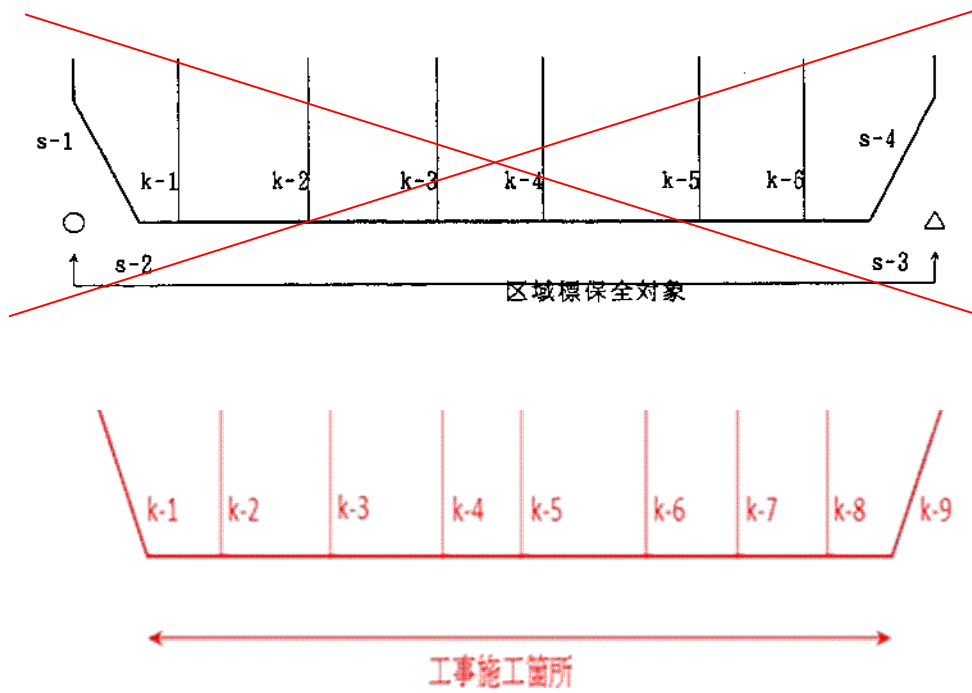


図17-3 確認調査図

民地境界杭等の処置（移設依頼、残置、引照、復元）方法			
境界杭のNo.	着手時前立会年月日		写真貼付け 杭の種類
	完了時後立会年月日		
立会人 及び 地番	着手時前	番	
		番	
	復元時後	番	
		番	
位置	深さ		
引照図			写真貼付け 引照時着手前の作業風景立会状況 (立会人が写る様)
引照時の杭等の種類			
復元比較図			写真貼付け 復元時完了後の作業風景立会状況 (立会人が写る様)
復元時の杭等の種類			

様式-1図17-4 引照・復元図

~~17. 3. 4 用地幅杭等確認工~~

~~1. 用地幅杭等確認工~~

~~道路・河川等の用地測量等（寄附道路、未処理道路を含む）実施箇所において、工事に必要な用地幅杭の確認（復元）は以下によるものとする。~~

~~（1）請負人は、用地幅杭等の作業内容について、基準点、用地幅杭、中心点及び民有地境界杭等の確認（復元）及び点検を行わなければならない。~~

~~（2）用地測量作業範囲~~

~~作業範囲は、次図に示す範囲で工事施工街区（工事を実施する街区をいう）と工事面に接する道路を含む範囲とする。~~

~~ただし、請負人は、作業範囲を縮小して確認（復元）ができるものについては、監督員と協議しなければならない。~~

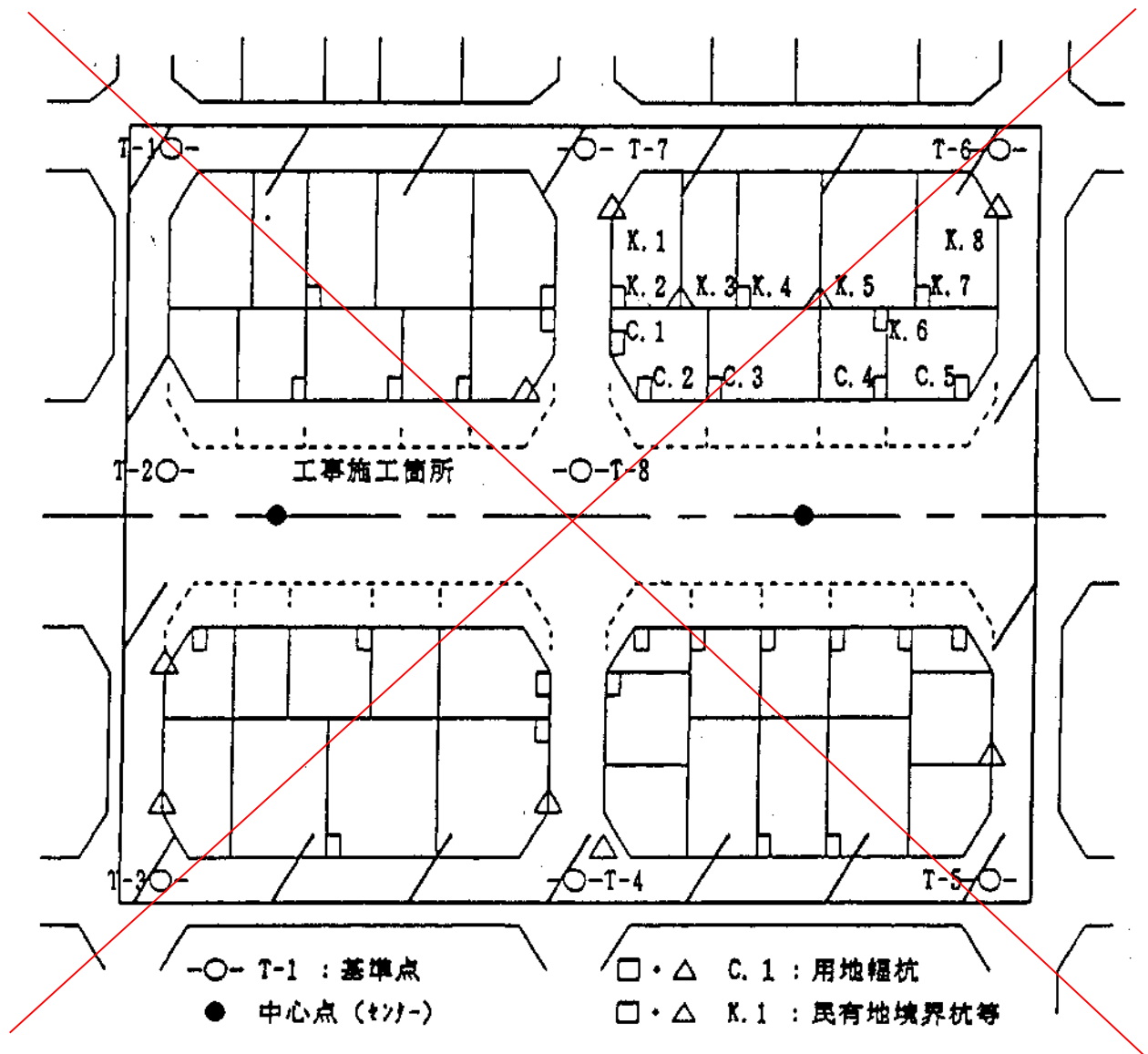


図17-5 作業範囲

2. 作業方法

請負人は、作業方法については、工事施工箇所付近の成果図にある基準点を3点以上選定し、各点の座標値より点間距離、角度について検測し、その資料を監督員に提出し確認を受けた後に作業を行わなければならない。

ただし、基準点の移動・滅失等により使用が困難な場合は、用地幅杭あるいは民有地境界杭等を検測し、補助基準点として使用することができる。

確認した基準点より、成果図の座標値にて用地幅杭の位置を点検しなければならない。その際に移動・滅失している用地幅杭で必要なものは復元しなければならない。その後、用地幅杭間の距離、民有地境界杭及び道路交点（折点）等までの距離を検測し確認しなければならない。

請負人は、測距不可能な箇所や、制限を超えた場合は監督員と協議しその指示に従わなければならない。

3. 提出成果

請負人は、測量結果について発注者が貸与した成果図の記載数字と対比できるように朱書で記載した資料を作成し、監督員に提出し確認を受けなければならない。復元した用地幅杭については、復元方法を記載するとともに資料に検測結果を青書で記載し作成しなければならない。なお、作成成果図は、図17-6 用地幅杭確認成果図による。

観測に使用する機器は、4級基準点測量に適合または4級基準点測量の精度以上を有するものとする。また、鋼巻尺の性能はJIS B 7512 に規定する1級に適合するものとし、尺定数・温度・傾斜の補正を行わなければならない。

請負人は、使用する機器等は公的機関による検定を受け、その検定書の写しを着手前に監督員に提出し確認を受けなければならない。なお、検定書の有効期間は1年である。

4. 測量担当者

請負人は、工事施工に伴う測量には、実務について十分な技術と経験を有する測量士（測量法49条により登録された測量士）に従事させなければならない。

5. 成果図の貸与

請負人は、発注者から貸与する測量作業に必要な成果図には、個人情報に記載されているため第三者に見せるほかコピーを渡してはならない。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しその指示によらなければならない。

6. 制限等

測量作業に必要な制限等は、表17-3のとおりとする。

表17-3 測量作業の制限

観測制限	角	トータルステーション等(3級以上) 2対回 倍角差 60" 観測差 40"以内
	距離	鋼巻尺(1級) 2読定1往復 補正①尺定数補正②温度補正③傾斜補正
観測精度管理	角	1対回 較差40"以内
	距離	2読定の較差は5mm以内 実測図との比較は1/2,000以内 (ただし、20m以下は10mm以内)

図17-6 用地幅杭確認成果図

17. 3. 5 測量標設置工

各種工事実施にあたり、「~~名古屋市緑政土木局測量標等保全要綱~~」に基づく保全のうち復旧測量となる測量標設置工事は以下によらなければならない。

~~(1) 作業は、以下によるものとする。~~

~~① 請負人は、監督員と設置する位置について立会いを行わなければならない。~~

~~② 請負人は、測量標の埋設の方法については、設計図書によらなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。~~

~~(2) 測量基準・制限等は、測量業務標準仕様書（名古屋市緑政土木局）第6編測量標等保全業務編によるものとする。~~

17. 3. 6 測量標等の保全工

各種工事実施に当たり、測量標等に影響を与える場合は、~~測量業務標準仕様書（名古屋市緑政土木局）第6編測量標等保全業務編により保全するものとする。~~

第11編 様式編

「国土交通省 参考様式」

(様式-1)	現場代理人等通知書	11-101
(様式-1(3))	現場代理人等変更通知書	11-102
(様式-3(1))	工程表	11-103
(様式-3(2))	変更工程表	11-104
(様式-9)	工事打合せ簿	11-105
(様式-11)	段階確認書	11-106
(様式-16)	指定部分完成通知書	11-107
(様式-17)	指定部分引渡書	11-108
(様式-18)	工事出来高内訳書	11-109
(様式-23)	工期延期届	11-110
(様式-24)	支給品受領書	11-111
(様式-25)	支給品精算書	11-112
(様式-29)	完成通知書	11-113
(様式-31)	出来形管理図表	11-114
(様式-32)	品質管理図表	11-115